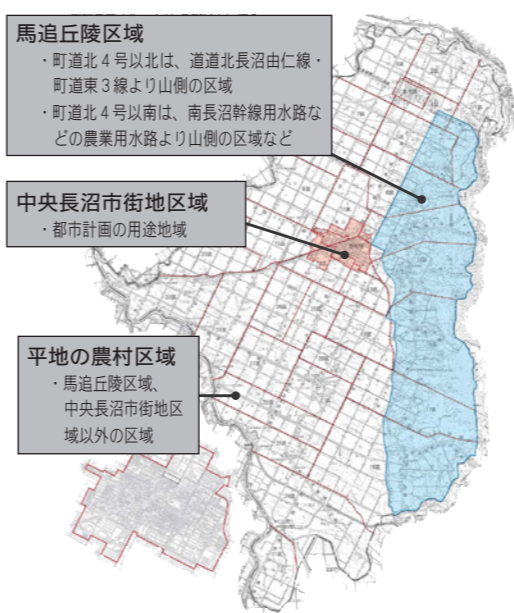


景観づくり

本町では平成20年度に「長沼町美しい景観づくり条例」を制定しており、一定規模以上の建築、色彩の変更、開発行為などについては、景観法に基づく事前の届出が必要となっています。ここでは、本町の美しい景観を守り育てる「ルール」と「工夫」を改めて知っていただくため、今月号と来月号の2回でその概要をお知らせします。

第1回 届出のルール

長沼町美しい景観づくり条例では、周辺の景観から突出したものができると防ぐため、一定規模を超える建築物・工作物の建築や色の塗り替え、開発行為などを行う際は、行為に着手する30日前までに役場に届けることが義務付けられています。届出の対象となる行為は、以下の表のとおりです。



届出の対象となる行為

種別	内容	区域ごとの行為の規模		
		馬追丘陵区域	中央長沼市街地	平地の農村区域
建築物	新築、増築、改築、移転	高さが10mを超える、または延べ床面積が100㎡を超えるもの	高さが16mを超える、または延べ床面積が1,000㎡を超えるもの	高さが10mを超える、または延べ床面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	上記規模のもので外観の過半を超えるもの		
工作物	新設、増築、改築、移転	高さが10mを超える、または築造面積が100㎡を超えるもの	高さが16mを超える、または築造面積が1,000㎡を超えるもの	高さが10mを超える、または築造面積が1,000㎡を超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	上記規模のもので外観の過半を超えるもの		
開発行為	都市計画法の開発行為や、その他土地の形質の変更	面積が1,000㎡を超えるもの	面積が3,000㎡を超えるもの	面積が10,000㎡を超えるもの

馬追丘陵区域では、延べ床面積が100㎡を超える建物が対象となりますので、一般的な住宅であれば、新築・増築時、壁や屋根を塗り替える場合でも届出が必要となります。詳細は、町ホームページ内、長沼町の美しい景観づくりトップページ (http://www.maoi-net.jp/gyosei/keikan_keikantop.htm) をご覧いただくか、役場窓口までお問合せください。本町の景観をつくるのは一人ひとりの手と心です。ルールを守り、さらに美しく、住みよいまちにしましょう。

【問合せ先】 役場企画政策係 (内線 321)

平成32年4月に

小学校の統合決定

次代を担う子供たちの教育環境づくりのため、5校ある小学校を統合し、長沼中央小学校を活用した1校の新設校とします。

新設校は、小学校統合に要する事務準備期間(2年間程度)等が必要になることから、平成32年4月に開校します。

・今までの経過

平成18年8月に長沼町行政改革審議会から答申があり、平成24年8月に策定した「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、平成28年4月を目標に5校ある小学校を統合し、長沼中



央小学校を活用した1校の新設校に向け進めていきましたが、保護者・地域説明会での意見要望及び平成26年2月に実施した「小学校統合に関するアンケート」の結果などから、平成26年8月に「長沼町立小学校適正規模・適正配置実施方針」を策定し、平成28年度の統合に固執せず、統合時期は未定としておりました。

・教育委員会としての考え
〔長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針に係る小学校における学校統合について〕から抜粋

時には、競い合うことで向上しながら社会性を培っていくことができる環境や、グループ別学習や集団活動、学校行事などの教育活動が支障なくできる規模(4〜6人の班が3班以上)を確保することが必要であると考える。

※直接指導とは、教師が子供たちと直接関わりながら進める指導のこと。

今後は、5校の統合を円滑に推進するため、「(仮称)長沼町小学校統合準備委員会」を設置し、統合に向けて丁寧に進めてまいります。

より良いものにすることを前提に行われるべきであり、「子供たちへの最適な教育環境の提供」が確保されるよう、学校における教育環境の整備が十分に図られる必要がある。少子化により既に複式学級を余儀なくされている学校においては、教員に特別な指導技術が求められ、実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じるなど多様な指導形態がとりにくくなるため、早急に解消を図るべきである。

また、多様な人間関係を通して、互いに理解を深め、励まし合い、

【問合せ先】 役場新しい学校づくり推進係 (内線 343)

緊急地震速報を見聞きしたら、まず身の安全を!

「緊急地震速報」とは、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早くお知らせする情報です。最大震度5弱以上の揺れを予想した場合に、震度4以上を予想した地域に対して発表され、テレビやラジオ、携帯電話・スマートフォンなどを通じて伝えられます。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが襲ってくるまではわずか数秒から長くても数十秒しかありませんが、あらかじめ危険を回避する行動を取ることによって、身の安全を図ることができます。

緊急地震速報を見聞きしたら・・・

- ①家庭では
 - ・頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する
 - ・あわてて外へ飛び出さない
 - ・無理に火を消そうとしない
- ②鉄道・バスでは
 - ・つり革、手すりにしっかりつかまる
- ③エレベーターでは
 - ・最寄の階に停止させ、すぐに降りる
- ④屋外や街では
 - ・看板や割れたガラスの落下、ブロック塀の倒壊に注意する
- ⑤自動車運転中は
 - ・ハザードランプを点灯し、周りの車に注意をうながす
 - ・急ブレーキはかけず、ゆるやかにスピードを落とす

